

令和3年度 第4回 鎌倉市下水道事業運営審議会会議録

1 日時 令和3年（2021年）10月21日（木）14時30分～17時

2 場所 山崎浄化センター 1階 会議室

3 出席者

(1) 委員

堀江信之会長（一般社団法人日本下水道施設業協会）、中川直子副会長（中央大学理工学研究科）、北原圀彦委員（市民公募委員）、長坂祐司委員（東京地方税理士会鎌倉支部）、太田康委員（神奈川県企業庁鎌倉水道営業所）、三宅十四日委員（日本下水道事業団関東・北陸総合事務所）、鈴木淳委員（大倉設備工業株式会社）
欠席委員：松山豊司委員（市民公募委員）

(2) 幹事及び担当課職員

森都市整備部長、加藤都市整備部次長兼下水道河川課課長、岩崎下水道経営課長、内田共生共創部次長兼企画課長、吉田財政課長、森田浄化センター所長、廣瀬下水道経営課課長補佐、中村下水道経営課主事、阪中下水道河川課課長補佐、石原下水道河川課担当係長、野田浄化センター担当係長

(3) 事務局

村松下水道経営課課長補佐、山田下水道経営課担当係長

4 議題

(1) 下水道使用料の改定について

5 報告事項

(1) 令和3年度（2021年度）進捗状況報告

6 会議の概要

(会 長) 定刻となりましたので、令和3年度 第4回 鎌倉市下水道事業運営審議会を開会させていただきます。始めに、事務局から委員の出席状況等の報告をお願いします。

(事務局) まず、本日の委員の出席状況について報告させていただきます。

本日の委員の出席状況は、審議会委員8名中、6名の出席、1名のリモートによる出席をいただいております。鎌倉市下水道事業運営審議会条例第7条に規定する、定足数に達しておりますことを報告いたします。

続きまして、本日の傍聴について、報告いたします。

本日、傍聴希望はありませんでした。

続きまして、感染症予防対策についてです。

本日の会議につきましては、感染予防対策としての室内換気を行うため、会議中に事務局から休憩の提案をさせていただきます。

続きまして、会議資料の公開について報告いたします。
審議会資料につきましては、公開することとなっておりますので、御承知おきください。

続きまして本日の配付資料についてですが、本日の資料は、
資料1 答申案
資料2 鎌倉市下水道事業経営戦略 令和3年度(2021年度)進捗状況報告書
資料3 鎌倉市決算書及び附属書類(抄)
資料4 令和2年度における施策の成果報告書(抄)
資料5 鎌倉市下水道事業会計決算審査意見書
資料6 鎌倉市行政評価結果報告書(抄)
資料7 令和3年度行政評価シート個表(抄)
の7種類です。御確認をお願いいたします。

なお、事前にお送りしました資料に変更があります。

資料1 答申案ですが、付帯意見に関して御意見がありましたので、変更しておりますので、御確認ください。

資料2 鎌倉市下水道事業経営戦略 令和3年度(2021年度)進捗状況報告書を事前にお送りしておりましたが、再調整したところ、4ページに音無川関連の地図を掲載、5ページの雨水施設の整備についての記述を表に変更、10ページ以降のグラフに令和3年度分を追記、最後に施設の投資計画工程を資料として掲載しました。また、表現等軽微な変更も行っていますので、御確認ください。

ここまでで、何か質問などはありますか。

(特に意見等なし)

(会長) よろしいでしょうか。では、会議を進めます。
次第3「下水道使用料の改定について」の説明をお願いします。

(事務局) 答申案につきまして、御説明いたします。
お手元の「資料1 答申案」をご覧ください。
前回の下水道事業運営審議会で御議論いただき、答申のベースは試算3(2)ということになりました。その後答申案サンプルについて、事務局から説明させていただき、当審議会からの御意見を踏まえ、会長と調整し、答申案を作成しました。
前回、答申の結論を最初にされた方が良いという御意見に基づき、最初に新料金表と共に、結論である答申をもってきました。

では答申文を読みます。

下水道使用料の改定について（答申）。

令和3年（2021年）3月25日付け鎌都整第761号で鎌倉市長から諮問のあった「下水道使用料の改定について」は、諮問を受けて以降5回の会議を開催し、令和3年（2021年）3月に策定した鎌倉市公共下水道経営戦略に基づき、市民としての視点に専門的な視点を加え、過去の審議会答申や経営戦略策定時のパブリックコメント等を踏まえ、国の通知等も参照しつつ慎重に審議を重ねてきた結果、次のとおり答申するものである。

「1 答申」。老朽化が進む下水道の時代変化に応じた再構築に向け、令和3年（2021年）3月に策定した鎌倉市公共下水道経営戦略、以下「経営戦略」という、に基づき、今回の改定においては、使用料単価を最低限の目安とされる平均150円/㎡/月とした上で、次の点を考慮し以下の料金表とするよう答申する。

- ・鎌倉市の下水道使用料は、使用水量が多くなるのに応じて1㎡単価が段階的に高くなる逓増制従量料金としているが、月に1,000㎡を超える大口使用者が極めて少なく、月に20㎡までの小口使用者が下水道使用者の全体の約3分の2を占めること。

- ・人口減少や節水型機器の普及、世帯の少人数化が今後も続くと見込まれること。

- ・基本使用料相当部分において一定の料金回収を行い、受益者全体で下水道事業を支える料金体系が望ましいこと。

次に、審議会での御意見に基づき、付帯意見を記載し、参考として税込みの新旧の支払い料金表を記載しました。

では、付帯意見を読みます。

付帯意見として、以下について広く市民に理解を深められたい。

- ・下水道事業の現況、課題、計画。

- ・使用料改定の必要性、経営努力。

- ・下水道は市民生活の質を示す重要な基盤であり、その普及・事業の円滑な経営は今や市民の健全な資産の一部となっている。従って、下水道への投資は、こうした市民の健全な資産を減らさないための不可欠な事業といえること。

また、使用水量に関わらず接続に対して一律に負担する基本使用料の明確化を検討されたい。

さらに、令和3年（2021年）2月2日付け鎌運審第14号で答申した「下水道事業における経営戦略の策定について」の付帯意見も広く市民の理解を深められたい。

次に、これまで審議した資料の目次を記載し、審議した資料の一部を掲載しました。

内容としては、過去の答申と使用料改定経緯、経営戦略における使用料のあり方、経営戦略時パブリックコメントへの対応、使用水量別シェア等、考慮事項、使用水量別 1 m³単価グラフを記載しました。

次に今回の諮問で参考にした、鎌倉市公共下水道経営戦略の要旨を記載しました。要旨の内容としては、下水道事業の目的・効果、これまでの投資額、公共下水道施設の整備状況、下水道事業の課題と基本方針、施設の投資計画、下水道事業の負担原則、財政計画を記載しました。

最後に審議経過と委員名簿を掲載しました。

以上で答申案の説明を終わります。

- (会長) ただいまの説明に御意見、御質問はありますでしょうか。
- (委員) 答申案は聞いていて分かり易く結論が最初にあって、資料が有機的に本文と結びついていて、市民に理解してもらうのに分かり易い答申案だと思います。
- (会長) 付帯意見に関してですが、三つ段落があって、「市民に理解を深められたい」、「検討されたい」、「さらに」の三部構成になっています。「戦略の付帯意見も」のところを頭の文章に付け、「戦略の付帯意見に加え、以下についても理解を深められたい。」というふうの一つにしても良いのではないのでしょうか。
- (委員) 会長が言われたように、最後の部分を前にもってくるのが良いと思います。
- (委員) 答申案の2枚目、参考の水量別支払い料金（新旧）を見ると、多くの方は、少ない使用量の方が支えていて引き上げ額はいくらになると、一番最後、300 m³、1000 m³の方は引き上げ額が 9,000 円、35,000 円というのはこれで良いのでしょうか。
300 m³を超える方の負担感はこれで良いのかと質問があった場合はどのように答えるのでしょうか。
- (幹事) 金額そのもので見ますと、使用水量が多いことから 300 m³の方は 9,000 円近く、1,000 m³の方ですと 35,000 円と、1月 35,000 円の金額はかなりの金額となりますが、実際の率で見ますと大口の使用者の方に今回御負担をお願いするというよりかは、全体でこれまでの傾斜を見直して、改定を行っています。参考の説明資料の 5 ページをご覧くださいますと、(6)

としまして、使用水量別 1 m³単価グラフ新旧比較（税抜き）に、1 m³あたりの単価の改定のグラフを作っています。それほどどこか突出して凸凹が出るような改定は行っていないことと、若干カーブの傾斜の率を見直しまして、全体に御負担をお願いするという形で、今回審議していただきまして、答申をいただくという説明をさせていただくものと考えています。

（委員） ありがとうございます。300 m³以上、1,000 m³以上の方 15%くらいで負担をしていただいて、全体的に大きいということになりますと、今まで 300 m³を超えた方たちの負担割合が少なかったと指摘されたいけないと考えました。今回は全体的に引き上げて 9,000 円というのは大きいですよね。これまでは、負担割合が少なかったのではないかと指摘されたときに、このグラフを見れば了解です。

（会長） 付帯意見の真ん中、「基本使用料の明確化について検討されたい」ですが、審議会の審議マターそのものでもあり、もう一つの書き方として、答申本体の最後のところに審議会として「なお、基本使用料の明確化については、引き続き検討する。」と、自分事として書くという書き方があります。

市への付帯意見に書く、答申内容の最後に書く、両方あり得るかなと思います。

（委員） 今回答申する「逦増性従量料金」というのは、2枚目の使用量別支払い料金を見ますと、市民の方からこういう質問をされるかもしれません。というのは、基本料金というのは全ての使用水量の方にとって同じ金額になりますよね。8 m³の方、1,000 m³の方にとっても基本料金というのは8 m³以下のところに入っている。それについて本来は、一人の意見として1,000 m³以上使っている方と8 m³以下の方との基本料金は違っていても良いのではないかという意見があるかもしれません。

（幹事） 今の御意見につきまして、審議会でこれまでも基本料金、基本使用料の扱いについて御議論をいただいています。最終的には、今回はこの形で答申をいただけるということで御審議いただいています。今後、経営戦略上は3回の改定を控えています。その際に今回の審議会で議論した使用料、若しくは基本料について、市と審議会の皆様とで議論を深めて、今後決定をする際にも更に議論を深めるため、会長と相談して、付帯意見に記載したところ です。

先ほど、会長からこちらにつきましては、審議会の意見として出していただくか、扱いについては次の審議につなげていけるような答申をいただけるのかなと考えています。

条例につきましては、答申をいただきましたら、実際に法制を担当している部署と答申に基づきまして条例の中でどのように基本料金、基本使用

料というものを、市民の皆様に分かり易く表記できるかについて事務サイドで引き続き検討していきます。

(委員) 今御説明いただきましたように、答申案の付帯意見に基本使用料の明確化を検討されたいという書き方がありますが、今後残る課題として基本使用料、基本料金というものについて先々議論していく、こういう課題を持っているということを私どもも理解した上での答申案だと思います。

(会長) 確認ですけど、基本部分については今回条例を変えるときに別に検討して書いていくのか、基本的な課題でしたか。

(幹事) 今の御質問ですが、8 m³までの分が基本使用料に相当する分として条例の中で明確に分かるように、条例の協議を行ってほしいということで、答申をいただいた後、実際に法制部局と協議をしながら、分かり易い表記に改めていこうと考えています。それとは別に使用水量と関係なく接続していれば、実際には水道が流れていなくても0 m³でも一律で負担をお願いするという、いわゆる基本料の、接続料ではありませんが、今後に向けて議論していくと考えています。

(会長) いずれにしても、条例の中では明確になる部分が出てくるということですか。

(幹事) そうです。御審議をしていただき、御意見をいただいておりますので、条例案という形ででてきますが、最終的には条例ですので、市議会の議決ということになりますので、この点については御理解をいただければと思います。

(会長) そういう意味からすると、付帯意見に具体的にどう書きなさいということは書いていませんが、明確にすることを市のほうで考えてくださいますか。

(幹事) 付帯の部分の扱いについて、今回の答申の部分はどう書くかについては審議の中でいただいている意見をもとに作業していこうと考えていますが、この扱いが、次の改定に向けて市に対して勉強しておくようにというメッセージでもあるのかなど、0 m³でも接続料的に発生する基本料金であると、そういったものの情報収集、課題研究というのは今からやっておくようにという内容かと理解しています。

(会長) そうすると、付帯意見としてこのままということですか。

(幹事) 補足で、1 ページの頭の「1 答申」の三つ目ですが、「基本使用料相

当部分について一定の料金回収を行い、受益者全体で下水道事業を支える料金体系が望ましいこと。」と書いていますので、まず、今回の条例についてはこの部分を受けまして、基本料金相当部分が分かるように表記しようと考えています。

(会長) この部分の中で、条例のことについて述べるということですか。

(幹事) そうです。条例の作業は市が行いますので、この部分とこれまでの審議会の御意見を踏まえて作業しようと考えています。

(会長) 条例の書き方の部分について、付帯のまま残しておくという形で良いですか。

(幹事) 市としては、今回この答申に合わせて議事録を確認しながら事務を進めていきますので、答申をいただければ今後、次の改定に向けては、条例の明確化、使用水量に関わらず接続料的に発生する資料の研究を進めていこうと考えています。

(委員) 話を戻してしまうかもしれませんが、先ほどの説明で基本使用料の明確化は、使用水量 0 m³の場合でも課する接続料という形だったと思いますが、少なくとも上水道については接続している限り使用休止という手続きをしていないと、0 m³でも基本料金はかかります。それと扱いが違うということですか。

(幹事) 説明が足りませんでした。下水道は上水道と同じで、上水道の休栓手続きをしない限りは、下水道使用料は発生します。審議していただいたところでは、仮に今までは 0 m³でも、1 m³でも、8 m³でも今回答申をいただきますと 930 円となります。審議いただいたのは仮にですが、例えば接続料として 500 円、若しくは 1,000 円といった費用がかかります。次の 1 m³でも使えばそこで 1 m³の単価、1 m³あたり 200 円いただきますよと、基本料金と合わせれば 700 円いただきますという形の基本料金です。そういったものを検討されてはどうですかと、一律 8 m³までは 930 円という予定ですが、930 円ではなくて、1 m³使った方はいくら、2 m³使った方はいくらくらと、単純な基本料金、契約料みたいなものをいただくということを考えてはいかがかということでした。

(委員) そうしますと、ここで言っている基本料金、基本使用料というのは接続料で、今現状では 8 m³までは従量制になっていない。それを 0 m³を超えたら従量制にするという考え方でよいでしょうか。

(幹事) 本審議会でも御意見をいただきまして、御指摘のとおり 0 m³を超えた

ところから従量制にするという方法が可能かどうか研究を続けるように、ということで認識しています。

(委員) 今審議しているものは、とても重要になってくると思います。逡増従量制というのをとって、0 m³を超え8 m³までであればこの使用料、そして全体の3分の2は20 m³までというのが鎌倉市の下水道負担の実態ですので、使用水量が20 m³の場合は2,700円、新しく改定されていますが、言葉を変えてみれば全体から見れば、基本料金に相当すると考えられます。それを超えて1,000 m³の人は304,000円という額で、今後課題として基本使用料で検討する必要があるということを残して、今回はこれで答申をしたらどうかと思います。

(委員) 参考資料に経営戦略が載っていますが、これは答申と併せて出されるのですか。資料1のなかの説明資料として、経営戦略の要旨が書かれていますが、このまま出されるのであればということですが。付帯意見のところに、最後に経営戦略に広く市民にというものがあるので、中身はどこかにあったほうが良いかなと思います。経営戦略を参考に付けるのであれば、ここに経営戦略の付帯意見があったら良いかなと思います。

(事務局) 今、質問のあった参考資料は、主に今回審議の際に使用した部分を記載しています。また、ホームページに載せるときに、同じ答申のところに、流れとして出ています。ですが、記載していた方が見やすいでしょうか。

(委員) 今説明のありました、2枚目の水量別の支払い料金を見ますと、8 m³までは853円、1,000 m³までの人は268,370円となっていますが、実際には20 m³までの人が全体の3分の2を占めていますから、最初の総額で20 m³までは総額で、どの位料金的に負担をしているか分かつともっと説得力があるかと思います。それが、説明の附属資料にあると、今回目標としているのは汚水の下水道施設でどれだけ金額が足りないか、あるいは自然災害で経年劣化したので投資が必要ですよという全体の額がありますね。それを相応に負担していくというのが本来だと思いますので、分かり易くするためには、使用水量の逡増の表だけではなくて、3分の2にあたる20 m³の人たちが実際に負担している金額が全体でいくらかというのを示したほうが、市民一人ひとりがどのくらい参加しているかというのが分かり易いと思います。

(幹事) 今の質問についてですが、説明資料の3ページに件数別の円グラフ(4)としまして、使用水量別シェアを記載しています。これで20 m³までの方が3分の2、件数としていらっしゃるということがお分かりいただけると思います。1ページめくっていただきますと、4ページのイとして、水量区分による使用料回収割合、今の御質問の20 m³までの方が全体にど

のくらいいるのかと、上の棒グラフで現行の使用料、下が今回答申をいただく場合の下水道使用料となっています。全体で表していますので、区分ごとに、8 m³までの方であれば 32.33%、ほとんど基本料金で 3 分の 1 を回収できるようになります。今までもそうですが、20 m³までいきますと、60%を若干超える料金が回収できますので、多くの皆様が属していらっしゃるところで、必要な下水道使用料の 3 分の 2 は回収できるということをご参考に表記しています。

今回審議会で使いました資料については、全てを載せることはできませんので、いくつか抽出しています。さきほど委員から御質問のありました、前回の答申につきましては、事務局から説明したとおり、最終的にはホームページで公表を行っていきますので、ホームページ上では並びで、クリックする必要がありますが、前回の答申と今回の答申が並びます。前回の答申について参考で入れるということも、こちらでは議論がありまして、今回、同じ答申に入れた方がよいということであれば、入れる処理を行いますので、御議論いただければと思います。

(委員) 今ホームページを見ましたが、経営戦略の付帯意見が長くてこれを載せるのは多いかなと思いますので、並びですぐ開けて見られるのであれば今回の答申に経営戦略の付帯意見をつけなくてよいと思います。

(会長) これがホームページに載ると、同じ画面のところに前回の経営戦略の答申の関係が出ているということですか。

(幹事) そうです。ホームページの画面が御用意できていませんが、市のホームページの中に下水道のホームページがあり、下水道運営審議会があります。その中に順番に諮問と答申という項目に分かれており、順番に下水道使用料の減免制度の廃止について、次に経営戦略の答申、これには経営戦略の素案が付いており、答申をいただければ次に下水道使用料の改定についてが並びます。以下、これまで開催しました令和元年の第 1 回からの審議会の議事録と資料が並んでいきます。

(会長) 今回の資料から付帯意見について、最後の「さらに戦略の」と書いてあるところを頭の文章に一体化していくということよろしいでしょうか。

(幹事) 付帯意見については、確認をさせていただきます。「令和 3 年（2021 年）2 月 2 日付け鎌運審第 14 号で答申した「下水道事業における経営戦略の策定について」の付帯意見に加え、以下について広く市民に理解を求められたい。下水道事業の現況、課題、計画。使用料改定の必要性、経営努力。下水道は市民生活の質を示す重要な基盤であり、その普及・事業の円滑な経営は今や市民の健全な資産の一部となっている。従って下水道への投資

はこうした市民の健全な資産を減らさないための不可欠な事業といえること。

二つ目は同じで、「また、使用水量に関わらず接続に対して一律に負担する基本使用料の明確化を検討されたい。」という表記でよいでしょうか。

(委員) 良いと思いますけど、「広く市民に」と「広く市民の」とどちらですか。

(委員) 答申案の使用水量に関わらず、接続に対して一律に負担する基本使用料の明確化を検討されたいとありますが、この答申案ではその次の料金表で見るとおり、現実的には基本使用料は明確になって、段階的な逦増制従量料金というのは事実的には創設されていると思います。付帯意見で「基本使用料の明確化を検討されたい」というけれども、今回料金表には基本使用料が明確になっていると思いますので、形と実質の差というのを表現するのですか。私はこれで良いと思いますけれども、実質的には明確化されていると思います。

(会長) 実態的には明確になっているのではないかという御意見ですが。

(幹事) 御指摘のとおり、実態としては明確になっているところはありますが、審議の途中で、今回は採用することが難しかった、8 m³までの方は使っても使わなくても変わらないということではなくて、それぞれの接続料的な基本料金を今後の市に研究を続けるようにという意味で記載をいただきました。先ほどの、「広く市民に」と「広く市民の」のどちらかについては、事務局からの提案ですが、「広く市民の理解を深められたい」という表記でよろしいですか。前回も「市民の理解を深められたい」とありますので。

再度確認します。「令和3年(2021年)2月2日付け鎌運審第14号で答申した「下水道事業における経営戦略の策定について」の付帯意見に加え、以下について広く市民の理解を求められたい。」これでよろしいでしょうか。

(会長) 付帯意見の三つ目ですが、厳密に見ていくと「市民生活の質を示す重要な基盤」という言い方、それから「事業の円滑な経営は資産の一部になっている」。普及と経営が主語ですか。最後に「従って投資は不可欠な事業といえる」というところは、「資産を損ねない」という言い方もあると思います。

(委員) 会長が言われました付帯意見の三つ目のところで、「普及事業の円滑な経営は」と主語になっていると会長が言われていると思いますが、この文全体では一番始めの「下水道は」が主語になると思います。下水道は重

要な基盤であり、その普及というのは下水道の普及、下水道事業の円滑な経営は健全な資産の一部となっています。従って、下水道への投資は、市民の健全な共有資産と言いますか、減らさないために不可欠な市の事業と言えること、と読めるようにしたらいかがでしょうか。

(会長) 今の内容は、この文章は基本的にはこの形でよろしいですか。「下水道は」で点を入れて、従ってのところ、「従って下水道への投資は」のところに点を入れるという二つですか。

最後の行で、「市民の健全な共有資産」としたほうが良いですか。

(委員) 先ほど会長が言われた「質を示す」という表現はどうかと思います。「下水道は市民生活の質を示す」というのは、書いてあることは分かりませんが、下水道がない国とかもあります、表現としては引っかかる部分もありますので、質を示すとあえて書かなくても良いのではないのでしょうか。「下水道は市民生活の重要な基盤であり」だけでも良いのではないかと思います。

(委員) このままですと、いろいろ解釈の余地があるというか、読む人によって多分捉え方が分かれてしまうと思います。先ほど会長が言われたとおり、資産の主語が、下水道なのか普及と経営なのかどちらにもとれてしまうので、そこを明確にしたほうが良いのかなと思います。例えば、委員が言われたことも含めて、「下水道は市民生活の重要な基盤であり、今や市民の健全な資産の一部となっている。従って下水道の普及事業の円滑な経営は、市民の健全な生活を守るために不可欠な事業と言える。」とかにするとすっきりするのではないかと思います。

(委員) 「下水道は」というと、「下水道施設という資産は」というものと「下水事業は」と二つの意味で使われてしまっていると思われれます。それで、付帯意見の三つ目のところは、「下水道施設は、」として、「市民生活の公共資産であり、下水道施設は市民のたいせつな公共資産である」と。その次は、「下水道事業の下水道の普及というのは、下水道施設をもっと広く求めるという意味ですかね。普及と下水道事業の運営、経営は、市民の健全な資産の一部となっており、下水道の普及と下水道事業の円滑な経営は市民の重要な、「鎌倉市の」と置き換えても良いかもしれません。従って下水道施設への投資は、こうした市民の健全な共有資産を減らさないための大切な事業と言える。」としたらどうでしょう。

(委員) 付帯意見最後の三行が出てきたのは、前回の議論の中で資産価値を謳うこととなったことから出てきたものですか。

(事務局) 委員から御意見をいただいている中で、このような意見はどうかとい

ただきまして、意見を反映したものです。

(委員) 意見の中で資産のところこだわっているのか、下水道が重要な基盤となっているというところをこだわるのか、どこを重要視しているのかと思いました。

(会長) これまでは下水道資産という捉え方をしてこなかった。そういう捉え方も大事だということかと思えます。ちなみに、「アセットマネジメント」、インフラはアセット資産であるという捉え方が主流になってきています。市民の共有資産、アセットであるインフラをどう運営するか、財務との関係、組織体のガバナンス、DXとかいろいろな観点で、国際規格も見直しの最中で大きな議論となっています。

(委員) 皆さんの表現、言い回しとかとかを聞いていますが、文言の修正になっていますので、言わんとすることは皆さん大体のところでは合意しているので、会長に一任するというところで、修正があるかないか決めたいかがでしょうか。

(会長) ここで一旦休憩にします。

(休憩)

(会長) 会議を再開します。

案文について、この場で見ていただいて、細かい点についてはお任せいただければと思います。

(事務局) 口頭で読み上げます。「下水道は、市民生活の重要な基盤であり、市民の健全な共有資産となっている。したがって、その資産価値を損なわぬよう適切な投資を行い、下水道事業を円滑に運営することが、市民の快適な生活環境を守る上で不可欠であること。」

(委員) 特に違和感はありません。

(委員) 私も会長に一任しますが、この文章を読んでいて、「下水道は」というと施設か事業の二通りに分かれてしまう可能性があるのも、「下水道施設は」として、市民生活の重要な基盤（インフラ）、市民の健全な共有資産、公共資産、いろいろな表現があると思いますが、共有資産となっている、資産を損なわないよというところは、資産価値を損なわないよ適切な投資を行いと、価値という文言を入れると分かり易いかなと思います。あと、「下水道事業を円滑に運営することが、市民の快適な生活環境を守る上で不可欠であります」ということが理解を深められたいという付帯意

見ということで、「下水道施設は」と、次の資産価値を損なわぬようという二つの点をいれたら良いと思います。

(会長) この形にしておいて、他に気付いたところがあれば、後ほどお願いします。次に進めてよろしいでしょうか。最終確認は最後のところで行います。

(会長) 議題を進めたいと思います。議題4「令和3年度 報告事項「令和3年度(2021年度)進捗状況報告」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) 鎌倉市下水道事業経営戦略進捗状況を報告します。お手元の資料2をご覧ください。

1枚めくっていただき、1ページ目、「1 鎌倉市下水道経営戦略、(1) 鎌倉市下水道経営戦略の策定について」の項目は、令和3年3月に策定した鎌倉市公共下水道経営戦略、以下「経営戦略」と言いますが、そこから抜粋してきました。

1枚めくっていただき、「2 評価の目的・方法」について、(1) 評価の目的については、経営戦略に掲げる施策等を着実に推進するため、毎年度進捗管理を行い、前年度の実績を評価し、経営戦略と実績の乖離が著しい場合には、経営戦略の見直しを検討するとともに、経営のあり方や事業手法の見直しについても検討するとしています。

(2) 評価の方法としては、決算報告書や施策の成果報告書、行政評価報告書等を活用しつつ評価するものとししました。

3ページ目の「3 取組内容」です。経営戦略にある「経営の基本方針」に記載された、三つの項目、予防保全への転換、下水道施設の脆弱性の解消(地震・津波・浸水)、経営健全化についての状況を記載しました。

予防保全型への転換としては、「ストックマネジメント計画」に基づき実施したマンホール蓋・受枠の交換工事や令和元年、稲村ガ崎三丁目にある国道134号の護岸崩落に関して、国道の車道内に新たな污水管きよを埋設し、川の部分には歩道上に仮設管きよを設置したことなどを記載しました。

下水道施設の脆弱性の解消(地震・津波・浸水)は、鎌倉処理区の中継ポンプ場が津波発生時に甚大な被害が予想されていることから、津波の影響を受けない地下深い位置に幹線管きよを設置して中継ポンプ場を廃止することや、幹線管きよから送水された汚水を処理場に汲み上げるための新ポンプ場を設置することについて検討を行ったなどの記載をしました。

経営健全化については、下水道使用料の改定について当審議会に諮問し、経営の安定化や費用負担の公平性の視点から審議していただきました。また、経費縮減、効率化を図るため、令和5年度から行う予定の管きよ施設

の包括的民間委託の準備を進めています。

7ページに移りまして、(2)投資計画に基づく進捗状況は、経営戦略に記載した長期・中期目標を記載しています。

中期目標における下水道終末処理場の設備補修・更新については、七里ガ浜終末処理場ストックマネジメント計画、山崎終末処理場ストックマネジメント計画に従い、事業を進めています。また、耐震化については、日本下水道事業団に「七里ガ浜終末処理場耐震化検討」を委託し、調査・検討を行っている旨を記載しました。

浸入水の管路特定については、不明水調査委託を実施し、鎌倉処理区中部ポンプ場流入区域において調査を実施しており、持続型下水道幹線については、新ポンプ場の位置について、七里ガ浜浄化センター用地内において検討を行ってきましたが、課題もあるため複数候補地について、難易度等を含む技術的な検討、経済性等を評価し総合的な比較検討を行っている旨を記載しました。

②施設の投資計画に基づく進捗状況は、

ア 緊急輸送路の污水管修繕改築工事として、令和4年度から行う緊急輸送路等に埋設されている管きよの改築工事实施設計委託を行っています。

イ 民間開発団地管きよの改築更新は、令和5年度から令和7年度に実施する包括的民間委託において、民間開発団地の管きよの状態を調査し、改築計画を策定し、ストックマネジメント計画に計画を追加し、改築を行っていく予定で、令和4年度は業者選定や契約手続き等の準備を進める予定です。

8ページに行っていたいただき、

ウ 雨水管・雨水調整池の修繕改築は、令和3年度は、西鎌倉住宅の雨水施設への流入管を整備することで集水区域を拡大し機能強化を図りました。また、当初の予定では令和3年度に、市内の雨水管等の修繕改築計画を作成する予定でしたが、実施時期を見直し、令和4年度に作成する予定としています。

エ 下水道終末処理場の耐震化・改築については、七里ガ浜下水道終末処理場の耐震化について、管理棟に続き、水処理施設について耐震診断に着手しました。

オ 持続型下水道幹線再整備事業については、七里ガ浜浄化センター用地内、及びその周辺で新七里ガ浜ポンプ場の実現性等の検討を行い、新ポンプ場整備に関する方向性を結論付けるよう事業に取り組んでいます。

なお、令和3年度～令和12年度の施設の投資計画工程については、巻末に資料として記載しました。

③今後の戦略的事業に基づく進捗状況は、今御説明した新七里ガ浜ポンプ場について記載しました。

④最適化・平準化・広域化に基づく進捗状況については、県及び県内関係自治体との連携や広域化・共同化について検討を行っている旨を記載しました。

9 ページに行っていたいただき、⑤体制・民間活用・技術力については、これまで単独業務について委託していましたが、他の業務と組み合わせて発注し、さらに複数年契約を締結しました。

⑥その他の取組（デジタル化等）については、令和3年度中に下水道台帳を現在の紙ベースでの管理から、PDF化してWEBでの公開をする予定です。

10 ページに移りまして、(3) 財政計画に基づく進捗状況は、経営戦略に記載した中期目標を記載しています。

次に②企業債ですが、企業債残高としては近年連続して減少しており、今後、処理場の耐震化工事などの投資に伴う企業債の発行を予定していますが、令和12年度までは減少すると見込んでいます。

11 ページに移りまして、企業債発行額は、令和2年度が令和元年度と比較し2億4千7百万円増加していますが、これは繰越した事業の完了によるものです。元金償還金及び利子は、令和2年度は微増していますが、令和3年度から令和12年度にかけて減少すると見込んでいます。

12 ページに行っていたいただき、③下水道使用料及び有収水量は、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い在宅時間が増えたことから、収入も増加したものと考えられます。

13 ページ、④繰入金は、公費で負担すべき経費（基準内繰入）を超えて、費用の不足分を補填する経費（基準外繰入）を繰入れています。

⑤資産活用は、情報収集等に努めましたが、新たな事業に結びつくものはありませんでした。

14 ページの「4 経営の現状と課題」については、3 ページからの「3 取組内容」にある、経営の基本方針、投資計画、財政計画の三つの進捗状況から現状と課題を整理しました。

経営の基本方針は、予防保全型への転換、経営健全化の業務については順調に事業が実施されていますが、課題として、下水道施設の脆弱性の解消は、短期間で事業の実施や問題解決ができないことから、長期的な視点で事業に取り組んでいく必要があります、その点を考慮する必要があるとしています。

投資計画は、令和3年度からの計画になることから、令和3年度の実施事業及び予定について記載しました。一部遅れが生じた事業があるものの、概ね良好に事業が進行しています。

財政計画は、令和3年度からの計画になりますが、企業債や下水道使用料等は、過年度の資料があり比較可能であったことから、過去5年間の数値で比較しました。

企業債残高は近年連続で減少しており、元金償還金及び利子も概ね減少傾向にあること、下水道使用料が微増していることや有収水量が増加して

いることなどから健全な状態であるといえます。ただ、新型コロナウイルス感染症のような特殊な要素があることから、今後どのように影響するのか注視する必要があるとしています。

「5 評価（まとめ）」としては、企業債残高の減少や下水道使用料の微増など、下水道事業の経営状況は健全であると判断できますが、人口減少の見込みや節水型機器の普及など、今後の下水道使用料の増収は厳しい状況であるとしています。また、今回は新型コロナウイルス感染症という特殊な要素がありましたが、この影響について今後も注視する必要があるとしています。

さらに、下水道施設の老朽化問題は喫緊の課題であることから、計画的に修繕や改築を行うことで、予防保全型管理による事故の発生を抑制し、コストの縮減・平準化を進めることが必要であるといえます。

以上で、鎌倉市下水道事業経営戦略令和3年度の進捗状況報告を終わります。

(会長) これから毎年こうした報告を行っていくことになります。進捗状況報告について、何か御質問がありますでしょうか。

(委員) 今御報告いただきました内容について、3ページ鎌倉市のマンホールはとても評判が良いようです。「さきりんどろ」が書いてあるので、これは資産価値があって配布していただけるなら何千円出しても買いたいと人もいるくらい鎌倉市のマンホールは資産価値があるようです。それから下水道事業の外部委託というのは、民活とか民営化を進められているのですね。指定管理とか日本では、ある意味小泉総理のときに民活が始まりましたいろいろな財団法人だとか、一般社団、公益社団という民活、産官学が共同してという考え方でいろいろな公共施設が管理運営されていますが、結果としてはあまり成果が出ていないと聞いています。なぜかという原因の一つにマンパワーに対する評価の仕方、神奈川県では特に知事が最低賃金という表現をして時給を千円くらいと言っていたと思いますが、実際はどうかという問題があると思います。専門的な知識がいる人たちと、そうでない人たちと差が最低賃金で良いじゃないか、みたいな評価の仕方をすると信頼を失いかねないということが、現実的にあると思います。ですから、こういう戦略的な投資計画をするときに、人件費、労務費については適材な人材を確保するためには、最低賃金を下回ってはいけないと思いますが、もっと賃金を増やしても良いと考えます。そうやって戦略的な投資をするときに、人材についてももっと積極的な登用の仕方について意見交換すれば良いと思います。

(幹事) 御意見いただいた包括的民間委託の件は7ページに記載していますが、私どものほうで考えていますのは、鎌倉市内には大きな住宅団地が昭

和 30 年代に作られていまして、その中の管きよを、調査等を含めた維持修繕を一括して一つの事業者が発注することです。今はさまざまな修繕等をそれぞれで発注工事を行っています。一定区域をまとめて調査からやっていただくことで、効率化、経費の削減を狙っていけるものと考えています。

(委員) 報告書の位置付け、性格ですが、この内容はもうこれで確定したものという理解でよろしいですか。今回の報告は、審議会です了承するとかではなくて、報告を委員会として受けて終わりという理解でよろしいでしょうか。

(事務局) こちらの進捗状況報告につきましては、市からの報告となりますので、内容については確定したものとなっています。審議会の皆様の御意見につきましては、公表する際は併せて意見とともに公開いたします。

(委員) 先ほどの民間開発団地管きよの改築のところ、包括的民間委託というのは調査から修繕までを一括委託と言われたと思いますが、調査のあとに改築計画を策定し、ストックマネジメント計画に計画を追加し、改築を行っていくと書いてあります。包括的というのはどこからどこまで民間業者に委託されるのですか。

(下水道河川課) 鎌倉市内にある大規模団地の民間が行った団地で、突発的な修繕が起きないように調査をして、その結果から修繕改築計画を作るまでを包括民間委託の中で行って、ストックマネジメント計画の中に追加することによって、その先の修繕改築工事を行っていく。これは、通常の入札で行っていくこととなります。計画策定までです。

(事務局) 先ほど報告書の位置付けに対する御質問に、言葉が足りませんでした。こちらに御意見をいただくこともありますし、アドバイスをいただきたいということがあり、今回、下水道経営戦略はPDCAサイクルのCであるチェックの状態になりますので、このことも兼ねて御意見、アドバイスをお願いするものです。

(会長) これはこれで決まりで、意見、アドバイスがあればということですか。

(事務局) そうです。

(委員) 14 ページの最後のまとめのところですが、「下水道事業の経営は健全な状態であると言える」とありますが、その前の 13 ページに「繰入金基準外繰入をしている」という記載がありまして、基準外繰入をしていながら「経営が健全である」と言い切っているのかなと思いました。この文

脈からすると企業債残高が減っているとか、下水道使用料が増えているとか、ということで経営環境が好転しているということは言えるかと思いますが、「経営状況が健全である」と言い切って良いのかと思いました。

(委員) 財政の話です。鎌倉市の財政の優れた点は、一つは起債をしない。極力起債をしない、借財をしないで、一般会計、税金の中でバランスの取れた事業がされている。そして国からの補助金は、不交付団体ということもあり、国からの借財も少ない。鎌倉市というのは、地元市民の税金の中で自立しているという表現が良いと思いますけれども、財政的に自立をしているので財政が健全であると評価ができると思います。これはとても素晴らしい点で、国から補助金ばかり受けていれば市民の受益者負担は減るでしょうけれども、それでは市民レベルでの自立ということを考えますと、健全とは言えないと。地方自治と憲法にはありますけれども、地方はできる限り地域の住民たちが解決していくのが望ましいというのが、地方自治の本旨だと理解していますので、鎌倉市の良いところは市債、借財、又は国からの補助金によらないで、なるべく市民が自分たちのできる範囲で事業を執行していくこれはとても評価できる点だと思いますので、健全な財政状態だと思います。

(事務局) 一点、報告書に訂正させていただきたいところがあります。14 ページの経営の現状と課題ですが、4 段目で、企業債残高は5年連続で減少しており、と書いてありますが、5年連続で減少しているかこの表では分からず、4年連続であることは分かるので、近年連続でとさせていただければと思います。申し訳ありません。

(会長) 今の点について感想を言わせてもらおうと、下水道会計として完全に健全と言い切れるかということ、1年では改善がみられるけれども、あるべき姿にぴったり合っているのかということ、違いを感じるころがあります。

(委員) 9ページの⑤体制・民間活用・技術力のところですが、これまで個別の業務委託だったのが、複数で発注していると書いてあります。これは民間活用、技術力の上でメリットがあるということですか。

(幹事) 今まで水処理の運転監視業務委託という形で、処理場やポンプ場の施設の運転管理をしていましたが、それとは別に私どもが直接業者に発注していた、ここに記載のあります植栽の伐採とか施設の清掃委託ですとか、それ以外にもありますが、そういった業務が契約切れで、新たに契約する際に、今お話ししました業務をまとめて、業務として増やして一つの契約で発注することで、それまで市が直接業者にお願いして別の契約で行っていたものですが、包括的と言いますか、そういった形でお仕事をお願いしたということですか。

(委員) そのことが、下水道事業を経営する上で、どのようなメリットを生んでいるのか、ちょっと分かりません。うっかりすると、そこからまた下請けで別なところに行って、先ほど話の出た最低賃金問題みたいなものがでてくるのではないかと。そういう誤解といいますか、受け取られかねないので、そのへんのところが分かったら教えてください。

(幹事) 経費的な面で言えば、市がそれぞれ別に発注していたものを合わせた額よりは、一つの契約でお願いすることで、金額は縮減できています。受注された業者さんがその経費の枠内で、別なところをお願いしたりというのは行われているのではないかと思います。最低賃金を下回るといったレベルの対応はされていないのではないかと思います。

(幹事) 今の説明は処理場の関係です。先ほど包括の話が出ましたが、下水道は、道路に埋まっている下水道管きよの包括的民間委託を行っていきたいという方向性のことです。下水道全体でなんとか職員の業務を減らして包括的な委託にしたいという考えで行っています。今回、9ページにおきましても植木の管理ですとか、場内の清掃などの職員の負担を減らして、一つの委託業務の中でまとめて発注することで、職員が業務に集中することができるということがメリットであると考えています。

(委員) 報告書に書く場合、結果として同じことを書くにしてもなぜそういうことをするのか、いろいろな仕事がある中で、職員が本来業務に集中できるように、職員しかできない仕事に集中するために、いろいろな選択肢がある中で複数の委託業務を発注することにすると、そういう書き方にしていかないと、単に市の出費を減らすという方向だけに捉えられてしまうと思います。下水道事業という仕事の中でも新しい分野ですし、やり方を間違えれば単に費用だけを減らすという方向ばかりに行ってしまうと思います。なるべく誤解を生まないような報告書にしてほしいということを要望します。

(事務局) ありがとうございます。来年度の報告書を作成する際に要望を参考に作成します。

(委員) 下水道事業は、電線とかと併せて公共施設として一体化すると街並みがとてもきれいになります。鎌倉は幅員が4mない道路などがありますから、下水道事業を運営する中で、包括的に解決していったら、事業を委託するにしてもそういったところを含めて街並みを整理していけばすばらしいきれいなまちになるかもしれません。

(幹事) 無電柱化に限らず道路内に埋設管が入っています。下水道事業とは別

になりますが、国では無電柱化を推進するという考えがありますが、一番の無電柱化の課題が費用と言われています。お話のありました幹線管きよとか道路側溝といったところに電線を引いて無電柱化ができないかという研究が行われています。下水道事業としても無電柱化の事業の検討状況に注視して、可能なものは協力できると思っています。

(委員) 15 ページの資産活用のところで、受入先が見つからないという状況ということですが、SDGs の話題もありますし、脱炭素への方向に向かっていきますので、下水汚泥を炭化して炭素貯留として利用できるかもしれないですし、バイオマスエネルギーとして今まで使われていましたが、探せば受入先が見つかるような気がします。

(幹事) 御意見ありがとうございます。平成 23 年、24 年に山崎処理場、七里ガ浜処理場において、未利用エネルギー利活用の検討をしております、その中で汚泥の燃料化が、事業性があるのではないかという結論は出ています。ただ、安定的な受け入れ先の確保が前提となりますので、こちらについては今後検討調査を続けていきたいと思えます。

(会長) 御意見としては総じていろいろな努力をしてもらっていますが、目標と結果がどうかを含め、分かり易く工夫しながら進捗報告を書いていくことになると思えます。

これについては、スケジュール的なことはこれからですか。

(事務局) 今ご覧いただいている紙に記載のとおりです。

(会長) 先ほどの文言も含めて答申関係で、今お気付きのことはありますか。

(委員) 答申の付帯意見ですが、「また」のところ、先ほど委員から実質的に 8 m³以下のところが基本使用料になっているのではないかという話がありまして、このことについては、条例の中に表現をするという整理をするということだと理解していますが、一方で付帯意見で「基本使用料の明確化を検討されたい」というのは、先ほどの回答の中で、それは接続料であって 8 m³までの固定の金額ではなくて、0 m³を超えるところから従量制にするという意味だとのことですが、この一文からでは分からないと思えます。それを表現するというのは難しいと思うので、この部分をあえて書かずに無くしてしまうか、書くのであればその違いが明確に分かるようにしたほうが良いのではないかと思います。

(会長) 具体的には、ここで意味するところを明確にすべきではないかということですね。

一つはこの答申を受けて、この答申そのものにはないけれども条例を

検討するにあたって、更に検討することがあるという解釈です。この答申を受けて条例を書き換えるわけですが、この中で、ここによっては明確にこうしろときっちり書いていないことも含めて検討されるということが良いですか。

(幹事) 条例に関しましては最終的には議会の議決ということになりますので、あとは法令上の整合性ということもありますので、今後市のほうで事務作業を進めていき、その中で基本使用料が相当部分、基本使用料に相当する部分がいくらか、ということが分かるような書き方にしていくという理解です。先ほど、今回の審議会の中で接続料に0 m³を超えるところから従量制というのが御意見として出たところですが、私どもの受け止め方としては、他市でもいろいろなパターンで賦課を行ってしまして、実際には8 m³という部分がなくて基本使用料がいくらで、従量制が始まるのは10 m³からなど、各市事情があつて料金表が作られていると思いますが、そういったものの研究をなささいという意味で受け止めています。ですから、従量制を必ずやるというわけでは、この段階ではないと思いますが、いろいろな基本使用料という考え方、実際下水道で採用することは困難ですが、口径別とかの研究をしていって、次回の使用料の改定の際には参考としてお示しできるくらいは研究なささいということで受け取っています。

(会長) そういう意味では具体的な内容が、いろいろな表現、やり方があり得てどこまでどうするかということは、今の時点では少し広くいろいろな事例とかも含めて勉強するということですね。そういうことは予定していますが、この話を残していくか削るか。

(委員) 今の委員の指摘というのは下水道事業における財源、基本使用料と使用料に応じた賦課というのは、今の段階では案の書き方で良いと思います。会長に一任いたします。一つ付け加えれば、費用の方ですが、前の回で費用については資産に準じると言いました。実際に会計では出来上がる財務諸表として、損益計算書、貸借対照表とありますが、もう一つ提案したいのは製造原価報告書を共有させていただきたい。製造原価報告書は、プロダクトのコストレポートで、三つに分かれ、直接売上に貢献する材料費、直接売上に貢献する労務費・賃金、その他経費（間接的な労務費、賃金、その他の経費）、経費というのは最終的には製造原価を構成して資産に転じていく。例えば、会議費、交際費は使って良いとか悪いとかの議論ではなくて、全て製造原価を構成して資産に転じていくという考え方を提案させていただきたい。そういうことは、下水道事業という大きな施設を構成するときに100円とか1,000円でもその他経費として資産を構成していくという意識を市民感覚で持って共有させていただきたい。

(幹 事) 下水道事業の進捗に触れていませんでしたが、下水道事業では汚水処理原価という言い方でそれに相当する費用を算出しています。これは維持管理にかかる部分で、汚水を処理するために必要とした薬品費、材料費と実際に職員の労務費、それ以外に消耗品等等ありますので、間接費を足したものを汚水処理原価と呼んでいます。今回進捗報告で添付しました資料5鎌倉市下水道事業会計決算審査意見書の19ページ真ん中の表のjとなっているところ、令和2年度は154.23円となっています。その上にあるiが今のところの単価で、128.76円。今回は単価を150円平均という答申でいただくということになります。ある程度製造原価報告書ではないですが、汚水処理原価ということで、今のところ管理をしています。公営企業会計に移行したばかりで、まだ勉強すべきところがあると理解しています。御意見ありがとうございます。

答申で150円という答申をいただくこととなりますが、先ほどの基本使用料のところ、条例の今後の検討の部分は混ざってしまっているのかなというところがあります。「また」以降のところは、「基本使用料の明確化」というのが今回の条例でも明確化しますし、今後も更にと、二つ重ねてしまっただいぶ混乱してしまったということかなと思います。基本使用料のあり方を今後も更に検討を続けなさいという意味で私どもは受け止めているということです。

(委 員) 今のことですが、使用水量に関わらず接続に対して負担する基本使用料のあり方を検討されたい、ということですか。

(幹 事) そのような形で答申をいただければ、今後も検討を進めさせていただきます。

(委 員) 付帯意見で、基本使用料の明確化を検討されたいという文言は、今の料金体系には基本使用料というのは全くないかということ、8㎡以下の人の使用料には基本使用料、接続料に等しい額を負担していると思います。ですから、この付帯意見ですと、また現在の料金の他に基本使用料というのが発生するのかという疑問が一般市民又は識者にも考えているのですかというのが残ると思います。今回提案の料金には、基本使用料、又は接続に対する負担金というのは加味されているので、加味したところで料金体系を決めていますと、文言として基本使用料は料金以下ということをも更に検討していくという方向でよろしいでしょうか。

付帯意見として更に基本使用料を明確化の検討をされたいというのは必要ないと思います。現在の提案した料金体系の中で、基本使用料がいくらかというのを明確化したらどうでしょうかという捉え方をすれば良いのではないのでしょうか。水量別の支払い料金の中に基本使用料も入っているので、明確に分ける必要があるかを検討されたいと。現在の水量別の支払い料金の中に基本使用料、接続料というのも市民に負担していただいて

いるという理解でよろしいと思います。財源を確保するということが一番大切だと思いますので、8 m³、20 m³以下の方には基本料金に見合った基本使用料をいただくという方向で答申したら良いと思います。

(会長) 文言としてこの部分をどうするかということですね。

(委員) あっても良いのですが、この表現のままですと条例で表現しようとしていることと、同じととられる可能性があると思いますので、それとは別ということを明確にする必要があると思います。「あり方」であれば良いかなど、もろもろ含めて更に検討するという意味で「あり方」であれば良いと思います。

(会長) 基本使用料のあり方を検討する。ということに直す。これについて御意見は。

(意見なし)

(会長) では、あり方に直します。一旦これで案とします。あとはお任せいただければと思います。

(幹事) 先ほど、委員から御提案ありましたが、本日御審議いただきました修正訂正等については、会長に一任でよろしいか御確認をお願いします。

(一任で確認)

(事務局) 今後のスケジュールについて、御説明させていただきたいと思います。令和3年10月28日(木)16時半から市長への答申を行う予定となっております。会長には御出席いただきますが、委員も出席可能となっておりますので、希望される委員は出席をお願いしたいと思います。この場で出席を希望される委員はいらっしゃいますか。

(委員から出席希望あり)

(事務局) 答申には会長を含め、3名の委員でよろしいでしょうか。具体的な時間につきましては、また事務局からお知らせいたします。

なお、答申につきましては市議会12月定例会建設常任委員会において、当審議会から「下水道使用料の改定について」が市長に答申されたということ報告する予定となっております。

また、今後は答申を踏まえ、条例改正を行い、市民に周知を図っていく予定になります。

以上が今後のスケジュールになります。

(会長) 以上をもちまして、本日の鎌倉市下水道事業運営審議会は終了いたします。任期が10月31日をもって終了することになりますので、今回で皆様全員とお会いするのは、最後になります。2年間にわたりお疲れ様でした。

(幹事) 本日は長時間にわたり御審議いただきまして、ありがとうございました。当審議会におきましては、令和3年3月25日までに10回の審議をいただきました。その中では下水道使用料減免制度の見直し、公共下水道経営戦略の策定について答申をいただいています。その後、下水道使用料の改定について諮問をし、本日を入れて5回の御審議をいただきました。そして、このたび答申をいただけることになりました。この場をお借りしてお礼申し上げます。ありがとうございました。また、会長からもお話がありました。当審議会の任期につきましては、令和元年11月1日から令和3年10月31日までとなっております。新型コロナウイルス感染症による影響が続くなか、またお忙しい中、2年間にわたり当審議会に御出席賜りまして、改めてお礼申し上げます。最後になりますが、本市におきましては、いままでいただきました答申や計画が実現されない事項がありました。今後は、本市内部や外部監査等に加えまして、下水道運営審議会を常設としまして、毎年進捗状況の報告、審議を行い、社会情勢の変化への対応を含めましてPDCAサイクルを機能させ経営戦略を着実に実施するよう職員一同取り組んでまいります。いろいろありがとうございました。

(会長) それでは、皆様お疲れ様でした。これにて、鎌倉市下水道事業運営審議会を終了します。

以上